

令和元年度

弁護士・司法書士による

# 後見制度市民相談会

自分自身やご家族について成年後見制度のご利用を考えている方、専門職に詳しく相談してみませんか？

※相談された内容は守秘義務を守ります。



一人暮らしで、身寄りもいない…将来のことが心配で、成年後見制度を利用できるのかなあ??



遠くに住む認知症の家族がいるけど、一緒に同居して世話することもできないし。今後の生活が心配だなあ…

●とき 1月11日、2月8日、3月14日  
(いずれも土曜日)

1組目 午後1時30分～午後2時30分

2組目 午後3時～午後4時

●ところ 安城市社会福祉会館1階 相談室

●受付 予約優先、先着順

●申込み 安城市社会福祉協議会総務課生活相談係

安城市赤松町大北78番地4 安城市社会福祉会館内

電話 77-0284 / FAX 73-0437